

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第26期第2四半期
(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社エフティコミュニケーションズ

【英訳名】 F T COMMUNICATIONS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 畔柳 誠

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部長 山本博之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部長 山本博之

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第2四半期連結 累計期間	第26期 第2四半期連結 累計期間	第25期 第2四半期連結 会計期間	第26期 第2四半期連結 会計期間	第25期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	17,381,014	19,457,611	8,684,471	9,797,848	37,748,648
経常利益 (千円)	280,359	226,242	153,292	245,034	761,583
四半期(当期)純利益 (千円)	104,860	136,882	47,720	188,085	389,146
純資産額 (千円)			4,130,262	4,396,750	4,370,058
総資産額 (千円)			13,237,117	13,965,317	14,229,484
1株当たり純資産額 (円)			29,526.20	32,164.52	31,999.48
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,123.58	1,272.82	474.68	1,748.93	3,875.34
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 (円)	1,116.88	1,252.77	469.44	1,729.52	3,841.45
自己資本比率 (%)			24.0	24.8	24.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	804,586	145,830			1,093,159
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	117,387	111,379			88,559
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	445,226	128,223			448,910
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			3,080,560	2,693,036	2,828,188
従業員数 (名)			1,002	1,482	1,295

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	1,482(353)
---------	------------

(注) 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

2 臨時従業員数は（ ）内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	443
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
法人事業	1,382,052	
コンシューマ事業	171,914	
マーキングサプライ事業	4,394,163	
合計	5,948,130	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
法人事業	3,738,928	
コンシューマ事業	1,320,969	
マーキングサプライ事業	4,737,950	
合計	9,797,848	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績については、総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)におけるわが国経済は、全体として企業収益が上向き等、景気の緩やかな回復傾向が見られました。しかし、夏場以降の急激な円高や株安、厳しい雇用情勢、内需の低迷等、先行き不透明な状況にあります。

情報通信サービス業界は、スマートフォンやタブレット型端末への需要増大や通信事業による次世代ネットワーク及び次世代高速無線通信(LTE)等へ投資する動きが顕在化しつつあります。しかし、顧客のコスト削減意識の高まりによる情報通信機器の買換え期間の長期化、販売事業者間による競争激化並びにリース与信審査の厳格化等があり、厳しい環境が続いております。

このような事業環境の下、当社グループは、中小企業向けのビジネスホン、OA機器、携帯電話の販売強化を図るとともに、一般消費者向け光ファイバー回線サービスの拡販に注力いたしました。また、新卒新入社員の早期戦力化や、管理職のマネジメント力向上を目指した研修の実施等、人材の育成強化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における業績は、売上高につきましては、平成22年2月にコンシューマ事業において新たに5拠点のコールセンターを譲り受けたこと等により、前年同期の8,684百万円から1,113百万円増加し、9,797百万円(前年同期比12.8%増)となりました。利益につきましては、営業利益246百万円(前年同期比74.4%増)、経常利益245百万円(前年同期比59.8%増)、四半期純利益188百万円(前年同期比294.1%増)となりました。

各セグメントにおける業績は、以下のとおりであります。

(法人事業)

法人向け販売におきましては、ビジネスホン等の通信機器及びコピー機、複合機等のOA機器、携帯電話の販売強化並びにパートナー企業の開拓に注力いたしました。加えて商談件数の増加を図るため、効率的な販促活動を通じた新規顧客の開拓、新卒社員の早期戦力化を推進するための低単価商材の販売にも注力いたしました。

また、WEB商材の販売及び中小企業向けポータルサイト「Bizloop(ビズループ)」の登録件数増加にも注力いたしました。WEB商材の販売につきましては、販売拠点を増加しながらの売上増加を図ることができました。「Bizloop(ビズループ)」につきましては、平成22年9月末時点におきまして利用企業が53,000社を突破いたしました。そのような中、平成22年7月、米国の「Stevie Awards 国際ビジネス大賞」で「Bizloop(ビズループ)」シリーズが2年連続の上位入賞を達成しました。

電気通信設備工事・保守におきましては、当社グループ内の工事・保守業務の効率化を推進するとともに、当社グループ外の電機通信工事案件の受注獲得に努めました。

以上により、売上高は3,739百万円となり、セグメント利益は151百万円となりました。

(コンシューマ事業)

光ファイバー回線サービス及びISPの一般消費者向け販売におきましては、従来からの柏コールセンターと平成22年2月に譲り受けた5拠点のコールセンターを中心に販売活動を推進し、獲得件数が堅調に推移いたしました。

ドコモショップにおきましては、イベントの実施による固定顧客の維持、キャンペーンインセンティブの獲得等に注力いたしました。

以上により、売上高は1,320百万円となり、セグメント利益は、77百万円となりました。

(マーキングサプライ事業)

主力商品でありますマーキングサプライ品(プリンタ印字廻りの消耗品)の市場は、オフィスを中心とした事務用消耗品の節約志向は根強く、価格にも敏感な傾向が続いており、厳しい環境にあります。このような状況の下、主力商品であるマーキングサプライ品の販売による安定した収益の確保に努めるとともに、LED照明、太陽光発電システムなどの環境関連商品並びにファニチャー(家具の卸売)の販売強化に努めました。

以上により、売上高は4,776百万円となり、セグメント利益は、28百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ264百万円減少し、13,965百万円となりました。これは、商品が508百万円増加したものの、現金及び預金が113百万円、受取手形及び売掛金が599百万円減少したこと等によるものであります。

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ290百万円減少し、9,568百万円となりました。これは、短期借入金が296百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が425百万円及び社債が100百万円減少したこと等によるものであります。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ26百万円増加し、4,396百万円となりました。これは、主として利益剰余金が29百万円増加したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末と比べ34百万円増加し、2,693百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、11百万円（前年同四半期は318百万円の支出）の収入となりました。これは、主として、貸倒引当金の増減額が16百万円減少、たな卸資産の増減額が71百万円増加、仕入債務の増減額が328百万円減少及び前渡金の増減額が61百万円増加したものの、税金等調整前四半期純利益を256百万円計上し、売上債権の増減額が231百万円減少したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、99百万円（前年同四半期は65百万円の支出）の収入となりました。これは、主として、定期預金預入による支出が52百万円、固定資産の取得による支出が13百万円、投資有価証券の取得による支出が20百万円及び保証金差入による支出が78百万円あったものの、定期預金の払戻による収入が230百万円あったこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、74百万円（前年同四半期は620百万円の収入）の支出となりました。これは、主として、長期借入による収入が200百万円あったものの、短期借入金の減少額が129百万円、長期借入金の返済による支出が81百万円、配当金の支払額が40百万円あったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000
計	230,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	109,490	109,490	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度は採用しておりま せん。
計	109,490	109,490		

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法の規定に基づく新株予約権の状況

イ 平成17年6月24日定時株主総会決議(第3回新株予約権)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	345
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	345 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり526,000 (注)2
新株予約権の行使期間	平成19年8月11日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 526,000 資本組入額 263,000
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れそ の他一切の処分は認めないも のとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

- (注) 1 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

- 3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の役職員であった対象者は、権利行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社への業務寄与が高いと判断できることを要する。
- 4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成17年6月24日開催定時株主総会決議及び平成17年8月11日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定められております。

会社法の規定に基づく新株予約権の状況

イ 平成20年6月27日定時株主総会決議(第4回新株予約権)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり17,566 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年2月24日から 平成25年2月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,566 資本組入額 8,783
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

- (注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

- 3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

- 4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年2月23日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額

(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (ア) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- (イ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。

- 6 新株予約権の取得条項

以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

口 平成20年6月27日定時株主総会決議（第5回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,630(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり17,566 (注)2
新株予約権の行使期間	平成23年2月24日から 平成25年2月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,566 資本組入額 8,783
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年2月23日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を助案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (ア)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 新株予約権の取得条項
- 下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 6 新株予約権の取得条項
- 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

八 平成20年6月27日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり26,700 (注)2
新株予約権の行使期間	平成23年8月21日から 平成28年8月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,700 資本組入額 13,350
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合等を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年8月20日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を助案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (ア)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 新株予約権の取得条項
- 下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 6 新株予約権の取得条項
- 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

二 平成20年6月27日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり26,700 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年8月21日から 平成28年8月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,700 資本組入額 13,350
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合等を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年8月20日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
 当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を助案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 (イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 新株予約権の取得条項
 下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
 その他の新株予約権の行使の条件
 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 6 新株予約権の取得条項
 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日		109,490		1,158,428		1,087,530

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社光通信 代表取締役 重田 康光	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	17,900	16.35
畔柳 誠	東京都中央区	14,411	13.16
株式会社ハローコミュニケーションズ 代表取締役 豊田 繁太郎	東京都豊島区東池袋1丁目34番5号	12,900	11.78
平崎 敏之	東京都江戸川区	7,041	6.43
エフティコミュニケーションズ 従業員持株会 理事長 森 政彦	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号	2,613	2.39
村田機械株式会社 代表取締役 村田 純一	京都府京都市南区吉祥院南落合町3	2,103	1.92
根岸 欣司	東京都新宿区	1,309	1.20
代永 和久	東京都江東区	756	0.69
大塚 二美夫	埼玉県鳩ヶ谷市	749	0.68
エフティコミュニケーションズ 取引先持株会 理事長 山田 基安	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号	742	0.68
計		60,524	55.28

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式1,947株(1.78%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,947		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,543	107,543	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	109,490		
総株主の議決権		107,543	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エフティ コミュニケーションズ	東京都中央区 日本橋蛸殻町 二丁目13番6号	1,947		1,947	1.78
計		1,947		1,947	1.78

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	36,600	39,150	32,200	29,500	28,590	26,260
最低(円)	29,810	26,000	27,300	27,000	23,000	23,500

(注) 株価は、大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものです。

なお、大阪証券取引所（JASDAQ市場）は、同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場となっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,896,846	3,010,180
受取手形及び売掛金	5,012,210	5,611,292
商品	2,372,231	1,863,295
原材料及び貯蔵品	21,639	14,660
その他	754,972	860,232
貸倒引当金	95,259	135,655
流動資産合計	10,962,641	11,224,004
固定資産		
有形固定資産	1,347,297	1,375,090
無形固定資産		
のれん	244,178	318,189
その他	169,186	121,836
無形固定資産合計	413,365	440,025
投資その他の資産		
その他	1,315,437	1,265,699
貸倒引当金	73,423	75,336
投資その他の資産合計	1,242,013	1,190,362
固定資産合計	3,002,676	3,005,479
資産合計	13,965,317	14,229,484
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,623,521	3,049,089
短期借入金	2,746,600	2,450,110
1年内返済予定の長期借入金	285,712	246,112
1年内償還予定の社債	200,000	200,000
未払法人税等	121,028	179,365
賞与引当金	172,224	157,734
返品調整引当金	31,841	14,112
その他	1,505,521	1,648,935
流動負債合計	7,686,449	7,945,458
固定負債		
社債	100,000	200,000
長期借入金	1,606,256	1,578,812
退職給付引当金	33,830	30,830
その他	142,031	104,324
固定負債合計	1,882,118	1,913,967
負債合計	9,568,567	9,859,426

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,158,428	1,158,428
資本剰余金	1,087,530	1,087,530
利益剰余金	1,564,282	1,534,942
自己株式	330,036	330,036
株主資本合計	3,480,205	3,450,866
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,187	15,743
繰延ヘッジ損益	23,712	16,660
為替換算調整勘定	12,611	8,629
評価・換算差額等合計	21,136	9,546
新株予約権	23,596	12,904
少数株主持分	914,084	915,833
純資産合計	4,396,750	4,370,058
負債純資産合計	13,965,317	14,229,484

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	17,381,014	19,457,611
売上原価	13,130,182	14,020,365
売上総利益	4,250,832	5,437,245
返品調整引当金繰入額	-	17,729
返品調整引当金戻入額	11,320	-
差引売上総利益	4,262,152	5,419,515
販売費及び一般管理費	3,990,369	5,204,076
営業利益	271,783	215,439
営業外収益		
受取ロイヤリティー	27,634	25,476
持分法による投資利益	-	16,545
その他	32,801	28,293
営業外収益合計	60,436	70,315
営業外費用		
支払利息	39,967	39,251
為替差損	-	15,863
その他	11,892	4,397
営業外費用合計	51,860	59,512
経常利益	280,359	226,242
特別利益		
貸倒引当金戻入額	5,380	37,671
その他	569	-
特別利益合計	5,949	37,671
特別損失		
投資有価証券評価損	41,599	7,562
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,416
その他	4,294	378
特別損失合計	45,894	15,357
税金等調整前四半期純利益	240,413	248,556
法人税、住民税及び事業税	118,053	120,500
法人税等調整額	1,109	30,390
法人税等合計	116,943	90,110
少数株主損益調整前四半期純利益	-	158,446
少数株主利益	18,610	21,563
四半期純利益	104,860	136,882

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	8,684,471	9,797,848
売上原価	6,537,378	6,917,043
売上総利益	2,147,092	2,880,805
返品調整引当金繰入額	-	12,784
返品調整引当金戻入額	2,119	-
差引売上総利益	2,149,212	2,868,020
販売費及び一般管理費	2,007,636	2,621,168
営業利益	141,575	246,852
営業外収益		
受取ロイヤリティー	17,162	15,477
その他	19,696	16,548
営業外収益合計	36,859	32,025
営業外費用		
支払利息	19,713	20,199
その他	5,428	13,644
営業外費用合計	25,142	33,843
経常利益	153,292	245,034
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	11,905
投資有価証券評価損戻入益	5,478	-
その他	295	-
特別利益合計	5,773	11,905
特別損失		
固定資産除却損	944	-
投資有価証券評価損	-	233
固定資産売却損	-	144
その他	198	-
特別損失合計	1,142	378
税金等調整前四半期純利益	157,923	256,562
法人税、住民税及び事業税	73,897	80,816
法人税等調整額	2,986	25,459
法人税等合計	76,883	55,357
少数株主損益調整前四半期純利益	-	201,204
少数株主利益	33,318	13,119
四半期純利益	47,720	188,085

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	240,413	248,556
減価償却費	59,843	78,193
のれん償却額	64,436	74,011
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,326	42,307
賞与引当金の増減額(は減少)	1,988	14,490
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,437	3,000
受取利息及び受取配当金	3,943	3,372
支払利息	39,967	39,251
投資有価証券評価損益(は益)	41,599	7,562
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,416
返品調整引当金の増減額(は減少)	11,320	17,729
売上債権の増減額(は増加)	381,047	594,290
たな卸資産の増減額(は増加)	198,173	516,575
仕入債務の増減額(は減少)	906,740	421,673
前渡金の増減額(は増加)	76,297	89,351
未払消費税等の増減額(は減少)	98,654	40,000
その他	249,235	158,610
小計	712,281	71,313
利息及び配当金の受取額	4,170	3,670
利息の支払額	39,766	39,706
法人税等の支払額	64,639	181,109
法人税等の還付額	7,930	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	804,586	145,830
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	170,068	52,502
定期預金の払戻による収入	141,920	230,000
固定資産の取得による支出	76,510	30,876
投資有価証券の取得による支出	49	130,400
投資有価証券の売却による収入	17,166	-
貸付けによる支出	61,470	21,320
貸付金の回収による収入	21,973	24,821
差入保証金の差入による支出	60,140	167,585
差入保証金の回収による収入	73,766	38,214
その他の支出	3,973	1,747
その他の収入	-	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	117,387	111,379

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	140,000	296,489
長期借入れによる収入	200,000	200,000
長期借入金の返済による支出	82,793	132,956
社債の償還による支出	100,000	100,000
株式の発行による収入	394,740	-
連結子会社の自己株式取得による支出	57,376	-
配当金の支払額	-	108,350
少数株主への配当金の支払額	49,345	13,345
その他	-	13,614
財務活動によるキャッシュ・フロー	445,226	128,223
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,340	6,165
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	484,088	135,152
現金及び現金同等物の期首残高	3,564,649	2,828,188
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,080,560	2,693,036

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、新たに㈱アントレプレナーの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用会社の数 2社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は737千円、税金等調整前四半期純利益は8,154千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3,259千円であります。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>1. 前第2四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「持分法による投資利益」は151千円であります。</p> <p>2. 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は2,332千円であります。</p> <p>3. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>一般債権の貸倒見積高の算出方法 当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算出したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算出しております。</p> <p>固定資産の減価償却費の算出方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。</p> <p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算出に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【追加情報】

<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>連結納税制度の適用 第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 1,130,494千円	有形固定資産の減価償却累計額 1,074,276千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与及び手当 1,689,789千円	給与及び手当 2,470,235千円
賞与引当金繰入額 128,512千円	賞与引当金繰入額 145,386千円
退職給付費用 19,516千円	退職給付費用 17,401千円
貸倒引当金繰入額 5,708千円	

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与及び手当 848,991千円	給与及び手当 1,234,387千円
賞与引当金繰入額 90,042千円	賞与引当金繰入額 82,946千円
退職給付費用 9,575千円	退職給付費用 8,549千円
貸倒引当金繰入額 1,718千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金 3,387,293千円	現金及び預金 2,896,846千円
長期預金 200,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 203,810千円
計 3,587,293千円	現金及び現金同等物 2,693,036千円
預入期間が3か月超の定期預金 506,732千円	
現金及び現金同等物 3,080,560千円	

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結会計累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	109,490

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,947

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			23,596
連結子会社			
合計			23,596

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月26日 取締役会	普通株式	107,543	1,000	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	53,771	500	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	ソリューション事業 (千円)	モバイル事業 (千円)	サービス&サポート事業 (千円)	マーケティングサブライ事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	3,192,780	420,215	330,355	4,741,119	8,684,471		8,684,471
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9,648		11,887	28,949	50,485	(50,485)	
計	3,202,429	420,215	342,242	4,770,069	8,734,956	(50,485)	8,684,471
営業利益	195,614	17,981	65,567	30,361	309,524	(167,949)	141,575

(注) 1 事業はサービスの種類、性質及び販売市場等の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な事業内容

事業区分	主要商品又はサービス
ソリューション事業	OA機器、IP電話、IPファックス、ビジネスホン、ファクシミリ、複合機、セキュリティー商品、据付・保守料、ネットワーク取次手数料、電気通信設備工事
モバイル事業	携帯電話、移動体加入手数料
サービス&サポート事業	ASPサービス、ISPサービス
マーケティングサブライ事業	OAサプライ品

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	ソリューション事業 (千円)	モバイル事業 (千円)	サービス&サポート事業 (千円)	マーケティングサブライ事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,327,370	781,817	657,859	9,613,967	17,381,014		17,381,014
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	19,012		24,809	67,988	111,810	(111,810)	
計	6,346,382	781,817	682,669	9,681,956	17,492,824	(111,810)	17,381,014
営業利益	433,079	28,350	112,159	62,439	636,029	(364,246)	271,783

(注) 1 事業はサービスの種類、性質及び販売市場等の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な事業内容

事業区分	主要商品又はサービス
ソリューション事業	OA機器、IP電話、IPファックス、ビジネスホン、ファクシミリ、複合機、セキュリティー商品、据付・保守料、ネットワーク取次手数料、電気通信設備工事
モバイル事業	携帯電話、移動体加入手数料
サービス&サポート事業	ASPサービス、ISPサービス
マーケティングサブライ事業	OAサプライ品

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、販売先・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う販売先・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎とした販売先・サービス別セグメントから構成されており、「法人事業」、「コンシューマ事業」及び「マーケティングサプライ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「法人事業」は、主に中小企業向けにビジネスホン、OA機器、携帯電話の販売及びASPサービスの提供等をしております。「コンシューマ事業」は、主に一般消費者向けに光ファイバー回線サービス及びISPサービスの提供等をしております。「マーケティングサプライ事業」は、主にOAサプライ品の販売等をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	法人事業	コンシューマ 事業	マーケティング サ プライ事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,195,635	2,475,387	9,786,587	19,457,611		19,457,611
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,550		84,743	89,293	89,293	
計	7,200,185	2,475,387	9,871,331	19,546,904	89,293	19,457,611
セグメント利益	201,737	15,175	51,462	268,374	52,936	215,439

(注) 1 セグメント利益の調整額 52,936千円には、セグメント間取引消去3,376千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 56,313千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	法人事業	コンシューマ 事業	マーキング サ プライ事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,738,928	1,320,969	4,737,950	9,797,848		9,797,848
セグメント間の内部売上高 又は振替高	603		38,123	38,726	38,726	
計	3,739,532	1,320,969	4,776,074	9,836,575	38,726	9,797,848
セグメント利益	151,476	77,466	28,389	257,333	10,480	246,852

(注) 1 セグメント利益の調整額 10,480千円には、セグメント間取引消去2,766千円、各報告セグメントに配分して
ない全社費用 13,246千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
32,164円 52銭	31,999円 48銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,396,750	4,370,058
普通株式に係る純資産額(千円)	3,459,069	3,441,319
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	23,596	12,904
少数株主持分	914,084	915,833
普通株式の発行済株式数(株)	109,490	109,490
普通株式の自己株式数(株)	1,947	1,947
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数(株)	107,543	107,543

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		
1株当たり四半期純利益 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1,123円 58銭 1,116円 88銭	1株当たり四半期純利益 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1,272円 82銭 1,252円 77銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	104,860	136,882
普通株式に係る四半期純利益(千円)	104,860	136,882
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	93,327	107,543
普通株式増加数(株)	560	1,721
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	(提出会社) 平成21年8月20日取締役会決議 第6回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 平成21年8月20日取締役会決議 第7回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	474円 68銭	1株当たり四半期純利益	1,748円 93銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	469円 44銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1,729円 52銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	47,720	188,085
普通株式に係る四半期純利益(千円)	47,720	188,085
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	100,532	107,543
普通株式増加数(株)	1,122	1,207
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>(提出会社) 平成21年8月20日取締役会決議 第6回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 平成21年8月20日取締役会決議 第7回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べ著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

第26期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月12日付の取締役会において、平成22年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	53,771千円
1株当たりの金額	500円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社エフティコミュニケーションズ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 野 佳 範

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

株式会社エフティコミュニケーションズ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。